

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年 3月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年 3月13日
3. 開会の日 平成30年 3月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 4件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
藤本文子 松原正則
宮本紘行 宮本陽介
金沢ミヨ子 (株)スミコーポレーション
大林 晃 (代)高橋良和
申請人 ~~譲渡人~~（貸人） ~~譲受人~~（借人）
高田清隆 (株)常井鉄工所
(代)常井威志
- 議案第2号 その他
10. 開 会 午前 9時32分
11. 閉 会 午前10時28分

午前9時32分 開会

○蛭子会長 おはようございます。

定刻が参りましたので、定例会を改めてたぐいまから開催したいと思ひます。

きょうの議案に先立ちまして、署名議員につきましては稲田さんと宮本さん、よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、始めていきたくと思ひます。

まず、第1号議案、事務局のほうから御説明をお願ひします。

○事務局 まず、第1号議案でございます。

農地法第5条の第1項の規定による許可申請、香川県分になります。合計で4件になりますので。

最初に、委員会受け付け1番が平成30年2月27日、所在地、・・・・・・、字・・・・・・
ということで、地番が●●●番●、●●番●、地目台帳が田と畑、現況は宅地ということで、面積が292、それから15平米、譲り渡し人のほうが宇多津町・・・・●●番地●、●●●●様、譲り受け人のほうが高松市・・・・・・、●●●●様、所有権移転ということでございます。場所につきましては、3ページのところが位置図になっております。4ページ目が場所でございます。これに関しては、前にも3条で一遍出ておったんですけども、登記をする上で地目変更がなされてなくて、事業自体は昭和58年ごろにやられとるらしくって、納屋の2階建てを1棟、63平米分をその場に建てておるということになっております。それで、●●さんに関しては●●さんとの親戚関係で、●●さんのほうが農業とかというんは継がないということなので、全て●●さんのほうが受けるという形になっております。

一応、始末書ということで、今般、農地法第5条第1項の規定による許可申請に及ぶ上記土地については、農地法の規定に基づき所定の許認可手続を行わないまま納屋を建てて利用してましたほか、宅地への進入路を確保するため畑を宅地として利用してました。また、申請地においては譲り受け人である義理の兄の●●●●に所有権の移転をし、今後は土地の管理をしてもらいます。今般、このことに気づき、無知とはいえ不注意であったことを深く反省するものであります。今後は、このようなことが再び生じないよう十分注意いたしますので、今回は何分の御配慮を賜らんことをお願ひし、ここに始末書を提出し、おわび申し上げますということで、●●さんのほうから出ております。

多分しとるのは●●●●さんじゃなくて、その親の代か、もう一つ前ぐらいかなという

ふうには思っておるんですけど、今もう現状お父さんも亡くなられとるんで●●さんの名前で始末書を出していただいておりますという状況でございます。

以上です、1件目。

○蛭子会長 それでは、1件ごといきたいと思いますが、番号2番の1番です。

これにつきまして、もう既に農地ではなくなるとということで始末書、てんまつ書がついとるということなんですが、鍋谷の御意見。

○吉井委員 いいでしょ。

○蛭子会長 いいですか。

○吉井委員 こまかくゆうても。

○蛭子会長 もう建つもん建つとんや。

ほかに、御意見ございませんか。

なければ、もう先の地元ももうええでしょということですので、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ありがとうございます。

そしたら、議案の第2番、お願いします。

○事務局 失礼します。農業委員会受け付けが平成30年2月27日、所在地が字・・・●●●番地●ということで地目、田、現況も田と。面積は371平米、譲り渡し人のが三豊市・・・●●●●番地●、●●●●様と丸亀市・・・●●●●番地●の●●●●さんで、これも所有権移転ということになっております。場所については5ページ目が大きな地図で6ページ目になります。ちょうど、先ほどの●●さんとこの家のすぐ下ぐらい、道の下ぐらいになるんですけども、そちらのほうで、内容としましては、資材置き場の拡張ということになります。今、多分現地も御承知のとおり更地にはなつとるんですけども、そこも一部、別の、同じ親戚ではあるんですけども、その人が持たれとんで、そこに家を建てると。今、資材置き場で置いておるんですけど、そこに家か何かを建てると、その資材を置くところがないということで、これも親戚になるんですけども、奥の部分で資材置き場として買うということになったみたいでございます。

○蛭子会長 これ、今納屋が建つとんちゃうんかの。

○事務局 納屋は、今回の申請のところではない。

○蛭子会長 とは違う、横か。

○事務局 はい。

- 吉井委員 上にあるのは●●さんの納屋。
- 蛭子会長 お父さんか兄貴のペンキ屋さんの。
- 事務局 それは番地が違うんで。
- 吉井委員 番地違う。
- 事務局 番地が違うんで。
- 蛭子会長 その南側か。
- 事務局 そうです。
- 吉井委員 ああ、南側。
- 蛭子会長 そしたら、鍋谷の地元のほう、何か。
- 吉井委員 道池の係がちょっとわからんのか。誰がしとんか。
- 事務局 道池。道池は●●さん。一応ハンコは、もらってます。
- 吉井委員 本当ですか。
- 蛭子会長 そしたら、池系のほうは了解しとるということで、いいですか。ほかに御意見。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 蛭子会長 それじゃ、そのままいきましょう。

議案3番。

- 事務局 議案3番。

農業委員会受け付けが平成30年3月5日ということで、所在地が字・・・●●●番地●●と●●●番●、両方とも地目的には田、現況も田ということで、面積としましては335平米と97平米、譲り渡し人でなくて貸し人のほうになります。ちょっと欄を変えるべきでした、濟いません。賃契約になりますので、●●さんが貸し人、借り人のほうが宇多津町●●●番地●、・・・・・・、代表●●様で、賃借設定になります。

これは先月、皆様に御報告、会長なりとも現地も見たという御報告をした場所でございます。敷地に関して、●●●●●の事業の拡大等によって駐車場が確保できないということで、濟いません、場所ですね。

場所のほうが、7ページが大きな地図になって8ページという形になります。これは田んぼ自体、登記簿上は1筆なんですけれども、今回これをするに当たっての登記分筆をしておりますので、大まかにこういう前面道路からの入れる部分で、後ろは残すという形になるようでございます。

○宮本委員 南側もあるんですかね。

○事務局 はい、そうです。南側もありますけど、南側もあれですけど。

○蛭子会長 もうこのあたりは大開発地区なんで。

○蛭子会長 そりゃそうと、同意は。

○蛭子会長 地元。

○事務局 ちょっと待ってください。

○蛭子会長 まだあるんか。

○事務局 一応、面積的には合計で2, 986平米ということですので、県の農業委員会の審議会のほうに審査を依頼するようになります。あと、合計面積でゆうと3, 018平米ということに、用途廃止が農道が73. 16平米、水路が84. 82平米、こちらのほうが用途廃止ということで、譲渡というか、町から買うような形で廃止していくようになります、許可は出ておりますので。一応、木造住宅の2階建ての12棟、1棟当たりの面積が74. 50平米でございます。あと、一応工期としては平成30年4月30日から平成30年8月31日でやるということになっております。

以上でございます。

○蛭子会長 ということで、これアパートになるんやな。

○事務局 いやいや、違う。分譲住宅。

○蛭子会長 分譲住宅か、12棟。

○事務局 12棟。

○蛭子会長 12個まい。

それでは、地元の方。

○宮本委員 本件につきましては1月24日1時半からですか、私、稲田委員及び地元の水利組合、あるいは土地改良委員会、及び隣接の所有者の皆さんと立ち会いを行いました。

ここで質問と提案があります。

今ちょっと事務局のほうから言われました水路と農道の用途変更があったんですが、これは当然売りますね。

○事務局 はい。

○宮本委員 売りますね。この代金はどこへ入りますか。

○事務局 え。

○宮本委員 代金は。当然、対価が、お金があるでしょ。これはどこへ入るんですか。

○事務局 総務課のほうへ。

○宮本委員 したら町ですね。わかりました。

当然、これ水路はもう今、説明を受けとんですけども、ど真ん中にありまして、これは全然使用はできませんので、これはそれなりにオーケーなんですけども、東側に隣接している、これ農道があるんですけども、この農道というのが用途廃止になると、この南側にある農地所有者の方がこの農道を使用して農作業というための農道だったんです。それが用途廃止になるんでいかがでしょうかという業者からの提案がありまして、それが南側の水路のところを床版をかけて、南側に同じスミさんの分譲地があるんですけども、その中を通っていく土地なんです。そのときに今回開発される12戸の間に、多分地図が金井さん手元で見られていると思うんですけども、これが12戸の分譲になるところの真ん中に通路がありまして、ここを通って行ってという話がありました。ちょっとそれは通行上おかしいんじゃないかと私質問させてもらったんですが、南に行くんを、ちょっと細かい話で申しわけないです、西へ行って、南行って、もとの位置へ帰って行ってという話が出た。その間に、これが用途廃止の区間なんですけども、その北側に、ここにも農道があるんです。これは前回東側を開発したときに残ってます。草が生えるからコンクリを業者のほうでやっていただいたそうです。ただ、動線上、こう行ってこう行ってこう行ってこう行ってこう南へ行くんでという話が出たんで、それはちょっと待ってくれよと、使用者に確認してくださいねというお願いをしました。そりゃ、使用者のほうに確認に行くんですが、そのときに地元の水利なり、農業委員会の皆さんでやってくださいねという家屋調査士の依頼がありましたんで、それはだめだよと。自分らがやりたいんだから、その人に聞きに行けと、お願いに行けということで、お願いに行かせてオーケーをとって用途廃止がオーケーされたという経緯があります。

すなわち、何が言いたいかといいますと、私ら立ち会いに行ったときはこの地図はいただきました。ところが、こういうふうの開発する、したときの図面がもらえませんでした。1枚しか持ってないからこれくださいと言って私のほうにいただいたんですが、もうちょっと説明をするときに、当然、町も家屋調査士が何月何日こういうにしたいんだよと。町にも当然、立ち会いに来られていました。だから、ちょっと地元に対して完成状態の図面を、例えばこういうふうにする計画図をちゃんと提示するように指導してください。これは、お願いです。でなければ、隣地に農地があるんです、現実。それに対しての

影響度というのでも考えなければ、当然、水利も判をつけないし、後から問題起きたときにもわかりません。ということで、そういう御指導をお願いしたいということです。

○蛭子会長 もっともな意見だと思うんですけども、申請が来たときにそんな話ししていただいたら、それでええわけやな。

○宮本委員 当然、今回の申請も町から。

○蛭子会長 図面書いて申請してるんやから。

○宮本委員 そうそう。私らは、この図面は隣地がこうだよ、こうですから水路もありますよ、農道ありますよ、これを用途廃止したいんですよ、これは皆さんいただきました、稲田委員ももらえとった。ところが、その後の完成した予定図が欲しいんです。でなかったら、どういうふうになるのか想像がつきませんので、後々問題が出て、地元からあとこういうのが問題が出たよという話があった場合、どう処理するか。当然、私らも立ち会い行ってますんで、問題が出たらそれなりのしなければ、町に対しても、当然町も要求があったらそれを処理していただきたいわけ。そういうことを踏まえて完成予定図をいただきたいと、提示していただきたいと、立会人数分をお願いしたいんです。

○事務局 立ち会いではまだ出ない。これはうちでしかついでこんけん。農業委員会にしつかついでこないけん、逆に言ったら境界のときにはこの図面はまだ多分出てない、境界が確定してないとこの図面はつくれないので。

○蛭子会長 完成用。

○宮本委員 だから、私は案で結構ですと、案で。だから、それは平面図です。だから、こういうふうになりますよ、こういうふうになれば分譲区分しますよ、当然いずれは、例えばこの通路は町に寄附するなり何かの形、よくあるケースなんですけど、そういうふうな予定図を出して説明していただきたいというお願いです。例えば、ここに極端に言うたら10階建てのビルが建ちましたよ、隣農地ですよ、日陰になりますよ、うち農作物ができんのやけどどないしょかねという話が出て、あんたら見て相談なしに聞かんだんかいの言われても大変な話です。そういうことも踏まえて、そういう分を出していただきたい、案で結構です。ただ、当然、町に家屋調査士が来ると思います。こういうふうの開発すると、何月何日に立ち会いに行かれるんですかという話になって、水路とか農道とかがあれば、あるいは町道が絡んでおれば、町は必ず来ると思います。それなりに家屋調査士と接触するんですから、そのときに……。

○事務局 その時点では僕のほうは接しないので。

○宮本委員 え。

○事務局 僕のほうでは接しないんで。

○宮本委員 ほんなら農業委員会。

○事務局 うちの同じ。農業委員会は設置。

○宮本委員 どこに行ってますか。

○事務局 うちのほうの……。

○宮本委員 課長お願いします。

○事務局 大西のほう境界確定をするときに……。

○宮本委員 結構です。農業委員会かどうかわからんねんけど、ここでしか発言できないかなと思ってここでちょっとお願いしてるんですが。

○事務局 基本的には、今言われたように境界確定のときにそれが欲しいということであれば、私のほうから、大西のほう農道とか水路関係とか、道路の境界に行きますので、その時点で計画図が地元が欲しいって言うよるということを地元の土地家屋調査士さん… …。

○宮本委員 だと思う。

○事務局 のほうへ進言してもらうようにお話はさせていただきます。

○宮本委員 特に、津の郷地区は、よそは知りませんが、うちは必ずそうしていただきたい。お願いします。

○事務局 わかりました。

○事務局 情報提供はできるように私が町としてお願いします。なおかつ、当事者としてもそういった資料提示をしていただきたいというのを言っていたらと。そのときに図面が、境界確定そのものに対しては、それをつける必要は多分ないと思うんです。最終的に開発行為が起こってそのときに、例えば既存の農道や水路がなくなったときにそのなくなる前提として適切かどうかという話がまた出てくると思うんで、そのあたりの絡みも一体的にどういうふうなその状況にあるかによって若干違ってくるかもわからんですけども、まずはそういった将来的、後々を見越したときにはそういったところの情報提供をいただきたいんですという御要請もありましたと、当然そういったこともできたら情報提供してあげてくださいよということまでは、私らが対応させていただいたらと思いますので。

○宮本委員 よろしくお願いします。

何でこんなこといいますかといいますが、家屋調査士とゆう業者今回社長も来られとったんですが、町も、みんなが仕事なんです、はっきり言って。業者さんだから、スミさんとか家屋調査士さんとか町の人みんな仕事なん。私らみんなボランティアなん、半分は、水利総代も含めて。当然、私も昔水利総代やったんですが、何月何日何時に境界立ち会いをお願いしますというてくるわけです。家屋調査士と。業者があるから何とかしようかねと思っても、会社の仕事というものがあつたり、自分何かのことがあつたら、当然平日ですから、土日はしません。だから、それなりに自分の義務として行くんですけど、どうしても重大な仕事にひっかかった場合は断りせないかん。そういうことを踏まえて2度3度もやりたくないわけです。一遍で隣地の境界確定ということでもありながら、今後の完成状態も見たいわけです。でなかったら、一遍で済ますことを二度三度つてやられたら、大変なことになる。私らの地区は、世代交代でもう50代、40代の方が水利総代やってます。いずれ皆さんのところもなると思います。仕事を持つとる方が休んでこの案で我慢する。それも何とか繰り上げしたりしてやっとなんですが、時間まで指定されて何時ですよ、これ一体誰が決めるんかね、私いつも気になるんですが。例えば何月何日の何時にやりますからお願いね、地元の意向というもの、一体どこで決めるんですかということも私は個人的にはよくありました。私一遍返したことがあります。そのちゃんと家屋調査士2人でやっとならええやないのと。あとは昔は県土木から来てましたし、今は町が来てます。だから、町と家屋調査士でやったらええやないの。民の私は、境界は土日によつて下さいと家屋調査士に言いました。家屋調査士は民間なんですから、当然それでもええわけやから。どうしてもいかん場合というのものもあるんやから、それも踏まえて、今言った案でも結構ですが、そういう状態になりますよというのも地元で説明できるようにしていただきたいというお願いです。

○事務局 ちょっと今の宮本さんの発言の中で、多分直接的な言葉ではなかったんですけども、何となくそのやりとりとか、そういったところが若干かいま見れるところがありましたので、そのところについてはお願いする立場として、当然事業者のほうに適切に関係者と接触してお願いせないかんのですよというのを改めてこちらのほうから行政指導させていただきます。それでもまた何かあつたら、話をしていただいたらと思いますので。

○宮本委員 この立ち会い済んだ後、水利総代にも、ことしの水利総代にも同じこと申し上げたんですが、彼は公務員で非常に忙しい状態の人なんで、自分だって忙しいので何か

かわりの人をこの時間に合わせて来るために半日有休をとって、こんな状態でほかのこともやったんだよと、そういう状態もありますんで。

○事務局 多分全ての調査士がそんなタイプじゃないと思うんです。

○宮本委員 私の場合は高松の調査士だったんですが、宮本さんは遠方ですから来てくださいねと言うから、おまえどういう権限で言よんやって、ちょっと言い方がかちんときたんで。

○事務局 そうですね。

○宮本委員 あなたはそれだけの職権があるんかというて話したこともあります。

○事務局 当然、行政に対しても土地調査士そのものの質、物言い、同じケース多々あります。そんなときはしっかり反論してやっていただきたいと思います。

○宮本委員 お願いします。

○事務局 こちらのほうも当然やっていきます。

○宮本委員 ちょっとこのごろ本当に、何でかというたらいろんなことで調査士さんと接触することがふえましたんで、そういう言い方で、私土地改良委員会やっとなんですが、12月31日の夕方4時ごろ、決済金払いますよと、ちょっと待て、ちょっと相手のスケジュールとか考えて1週間前にこれぐらいどうですかという話を持ってこいというて拒否したことがあるんですが、何かちょっとレベルが低いというか常識がないというか、私はそういうふうに感じますんでお願いします。

○事務局 しっかり金井君ともそれぞれなりに調査士さんと農転と開発って基本的に切っても切り離せん部分なんで。

○宮本委員 私はどこが担当かわりませんで、この場で。

○事務局 全てが絡んでくるんです。

○宮本委員 ありがとうございます。

それともう一点。

この間完成図をいただきまして、こういうなりますよ、12戸建ちますよということで、これ多分同じもんついとると思うんですけど、ほぼ似たもんが。

○蛭子会長 それよりはもっと完成度が高いやつ。

○宮本委員 こっから出る排水ってどこに出すんですかという、私、質問させてもらったんです。なら、メインの農業用水が幅90センチ、深さが70センチのまさしく前池へのメインの用水路が南側にあります。西側に今回三本松で拡張されてる道路の側道に沿うよ

うに深さ70センチの水路があります。そちらの水路へ、小さいほうの水路へ排水するというような話をされました。これはどうしてそうなるのかねというのがよくわかりませんので、そのときたまたま町のほうで立ち会いされていた、名前をあえて言いませんが、方が、宮本さん、250ミリの径の配水管があればこれだけの、約3,000平米なんです。排水は可能だというふうに助言したのか、業者が合わせて言ったのかわかりませんが、そういう発言がありました。250ミリで、ちょっと私造成の設計やってたんで帰って調べてみますと、3,000平米で250ミリというと大体1時間に50ミリの降水量に当たる許容平米数です。50ミリ1時間に降ったら排水できる、なるほど専門的だねと思って感心したんですが。そしたら、それだけの水が出るのを何でメインの水路がある南側に出さないで、小さい狭い水路に出すように工事をするのかねとって私は疑問に思っただけです。それは当然このこの図面には水路入ってませんから、当然ここへ雨水が来たら、こっちからいったら鍋谷のほうへ流れていって、津の郷ほうになるんですが。こういう広大な土地であれば、水路関係はちょっと困るかなと思ってそういう質問をしたんですけど、ということがありました。水路は、例えばこの農業委員会のほうに出すときには、テリトリーが違うんかもわかりませんが、こういう場合はどこで選択するんですかね。例えば、小さいほうを選択するんか、大きい水路がありながらそっちへ流すのをやめてこっちにするんか、どういうふうな選択をされるんでしょうね。これは疑問です。

○事務局 基本的には開発許可の話やと思います。

○宮本委員 だと思えます。

○事務局 今言われたの。開発許可の中で開発基準をもらって、その中で当然宅地造成の基準もある、擁壁の基準もありゃあ、当然土工関係、道路関係、今言う排水の基準、雨水、擁壁、全部基準がある中で、まずは開発事業者のほうが開発をするために、一番安価な費用でやはり多いような形で基本的に基準に合わせてつくってくるというのが本来の姿なんかなと思います。それに基づいて、排水のエリア、上流の中で、このエリアの排水がどれだけの排水せないかのかと。排水先の水路がどの大きさとそれやったら排水できるかどうかというところでの判断で、大小というよりも、そういったところで判断をさせてもらうというのが開発許可の基準になってますんで、基準としたらもうそこまでなんです。そのときに今度は排水するときに排水同意みたいなのを水路のほうにいただくと思うんで、そのときに、いや、それはちょっとやめてくれよと、それはこっちに流してもらえんかという地元の水利の話があれば、また協議もできるのかなという気もするんです。

○宮本委員 話があればなんですか。

○事務局 そういうことになろうかと思います。そのときにそしたら具体的な計画が示されなったらわからんがという話が出てくるので、それであればこれをもって協議してくれという話も一つあるのかなと思います。それもまたあわせてちょっと。

○宮本委員 私がお願いしたのは、1つ目最初お願いしたのと、今回の排水の件も、あればこういうのであれば、それを載せてほしいわけです。そうしないと、何が言いたいかと、いいますと、昔あったんですが、津の郷の南のほうで、当然下水がない状態です。浄化槽でした。そのころは余り浄化槽、皆さん農家の方は信用してない方、いろんな意味合いで、トイレ、今の合併槽じゃなくて単槽だったんで汚水が出て問題になったことがあります。誰が水利総代で判ついたんやと、うちの南側のそばへ排水が出とるじゃないかと。実際、油が出てきたことがあるんです。それでもめたことがありまして。今回聞きますと、これは当然下水にはつながりませんので、ここの、下の水道課で確認しますと、この開発の北側のところまで三本松で下水道工事、ことしの3月31日には終わります。今もう完了してます。ここへは下水来ませんので、当然合併槽の浄化槽だと思われるんですけど、そういう意味合いも含めて、水路というのは非常に大変だねという認識を持っていますので、それも入れてほしいというお願いでもいいですし、疑問でも受け取っていただいても結構ですが。というのは、農業委員会の人はこのことは業者には言えるんですか。浄化槽なら全然話はできないと思うんですが、浄化槽なんでこういう事例があつて水路も一緒に書いてほしいのと、こういう排水路に対して地図を入れてほしい。

○事務局 最終的に同意をいただくようになると思うんで、排水路に関しては。その人が、その関係者がよく知りたいと、そうでなかったら同意ができません、わからんやないかという話が一番きついやり方かなと思います、正直なところ。町に対しては、町が話してもわかりましたと言って、それが本当の実行につなげるかどうかってなかなか担保が難しいところなんで、最終的には何か書面で書いて同意ってということになりますので、それがなかったら申しわけないけど同意できませんが、もっとわかりやすい説明をしてくれと。当然水路の床版かけるのと一緒ですわ、かけてええかという話も、どんな床版かけるんや、どのぐらいの厚さでかけるんや、どんだけかけてどないなるんや……。

○宮本委員 グレーチングがどこえ。

○事務局 そんな話と一緒になんで、基本的にはそういった資料を提示していただいたら、もしかしたら100%でないかも。

○宮本委員 家屋調査士業者のほうから提出していただいたらということですか。

○事務局 そうなります。どちらにしてもそうなると思います。疑問なところがあったらしっかりと聞いて最終的にきちっと判を押していただいたらと思いますので。

○宮本委員 この事案に関しては、水利総代が多分オーケー出されてると思いますけど、今後のことが、今言われましたように、この地区はずっとまたいろんな問題が出てくる、開発が広がってくる地域だと思いますので、以後の農業委員会で開発許可あるいは申請が出た場合には、ちょっと口はばった言い方でいろんな申し上げたんですが、それを踏まえて対応をお願いしたい。課が違うんだったら、課長のほうでそういうふうに分り振りをして、排水はこちらよとか、建設に対してはこちらというのであれば、課内で調整できるのであれば分り振りしていただいて、その立ち会いのときをお願いしたいなということです。

○谷川委員 ほな1つ、宮本さん。それ、農道と水路の用途廃止というんは受けとんのかな。

○宮本委員 受けました。

○谷川委員 受けたんでしょ。

○宮本委員 あの、だから……。

○谷川委員 いやいや、受けとんならええんやけど、それはほんなら、ほかの田んぼしようる人に対しての害というか、そういうな問題はもう全然ないんやな。

○宮本委員 だから、この用途廃止に当たっては、使用する当事者に確認せいと私が申しました。多分、ここのは許可されてオーケー、了解をもらって出てくると認識してます。すなわち、業者はへらこうので、私ら地元であんたらよう知つとる言葉、あんたらよう知ってる、ちょっとそれを聞いてきてくださいと。いいました。私らがといかけた。何言よんやと、私らが行ったら地元の人は後々こんなことを遠慮してオーケー言うかもわからんやないかと。後々私らが全部責任かぶることになる。これに対してのメリットは誰が享受するんだと。だから、今ちょっと確認したんですが、代金は町へ入ります。業者は使用勝手がいいから、使い勝手がいいから、そうしたら売れる。私ら地元は一体何のメリットがあるん。だから、私はそこで強く言う、本人に確認してこいと。

○谷川委員 用途廃止に関しては、ほかの隣地には迷惑はかからんということやな。

○宮本委員 そうです。

○谷川委員 それもかからんのやな。

○宮本委員 はい。

○谷川委員 それやったら私も納得できる。ひょっと用途廃止して農道のところを歩いていかないかんがという人がおったら、問題にもなってくるでしょ。それを確認させてもらわんと。ほんで今、浄化槽の問題と言いました。浄化槽の流すのは、これはあくまでも、宮本さん、水利に権利がありますよ。

○宮本委員 当然そうです。

○谷川委員 絶対に。

○宮本委員 そうです。

○谷川委員 我々水利が判せん限り、宅地造成は前に進みません。それを私、川東のほうは我々水利が寄って、これをどっちに流すか、聖通寺横に流すかは言うけど、その落ちみとが岩屋だったら、必ず岩屋の総代さんに話を先に持って行って、そこで協議して許可出してくれというようにはしとりますけえ。

○宮本委員 そうですね。

○谷川委員 おたくのほうもそれでできとんだったら、その案件に対して私どもは異議はありませんけえ、それだけお願いいたします。

○宮本委員 ありがとうございます。

だから、ちょっともう一遍申し伝えます。もう一遍、詳細追加させていただきますが、水路、この用途廃止に関して、ここを歩いて南側の同じスミさんが開発したところに行くために、今言いました大きい水路がある。その上へ鉄板を地元の水利組合が大工を出してつくったんです。そこまで私らはやろうとしとるわけです、ちゃんと通れるように。もう一つ言いますと、スミさんが開発しとるところ、隣に大東建託かね、40戸ほどの多分賃貸の住宅があるんですが、その中には農道があります。ちゃんと境界のくいまで打って、そこをコンクリして農道はそのまま残しています。すなわち、ここを歩いてその方が田んぼ作業、農作業に行くために残させてます。そこをわざわざ遠いところ、私らもお金を出して床版かけたやろ、鉄板かけて農道も残させたよ、それをわざわざ遠回りさすから、それはいかんと私は言った。そういう経緯がありますんで、いろいろわかる範囲はやってますが、何も資料が出てこないとどうなるんかわからんで、私らは目くら判をおしたことになったら、後で問題になったときに当然町にも迷惑かかりますし、地元としても問題が出ますんで、それなりの地元では、確認してやります。多分、もう金井さん手元には水利総代の判が、同意書が出てると思います。

○事務局 出てます。

あと、今言われよった分の隣接同意に関しては水野さんだけです。

○宮本委員 隣接同意はね。用途廃止は家屋調査士が行って同意をもらってますと聞いてます。

○事務局 私のほうにつくのは隣接する田んぼだけの同意しかつきませんので、今言われようる部分は……。

○宮本委員 用途廃止は別の課になるわけですか。

○事務局 同じ課なんですけど、用途廃止に関しては取り扱いの段取りまではうちの地域整備課がしますけど、境界確定して。売ってください、売りますというんは総務課の話になるので。

○宮本委員 総務課には同意されたものが出るよと思いますけど、そういうふうに聞いてますんで。

○事務局 基本的に用途廃止のときの関係者の同意すべてなかったら、うちも用途廃止できませんのでちゃんと書面を出していただいて、用途廃止まではうちの課でやるんです。用途廃止されたら用途がなくなって土地は残りますので、その土地って普通財産で総務課のほうで管理する財産になるんで、そのままこの土地、もう農道でなくなりましたよ、水路じゃなくなりましたよみたいにお渡しするんです。ほんなら、当然用途廃止する前提は買う買わんというお約束ができとるけん用途廃止するんで、基本的には。そういうのを事前に書面を入れといて、それに基づいてこの総務課とその当事者で何ぼでほんなら買い売りするんやという基準がありますんで、総務課のほうに。わかった、なら払うわ、払うてくれたらきちっと登記もできるような形で書面をお渡しして、最終的に事業者が登記したらお金払って自分のものになるという形になるんですけど。

○宮本委員 業者は。だから、時期が時期だけにそんたくとかいろんな話もありますし、笑い話ですけど、だからそういうふうにちゃんとやっていただければ、やっていただくというよりも手続を同意を踏んでいただければ、私はそれは立会人としての義務は果たしたなという認識にあります。

こんな話にちょっと時間かけて申しわけなかったんですが、皆さんの地区でもそういうことがあればと思って、ちょっと披露させていただきました。

○蛭子会長 同意はそっち側でも出とんやね、周辺同意。

○事務局 というか、ほとんど周辺に関しては宅地化されてますんで。

○蛭子会長 関連しとるところ、周辺同意、ここは判を押しとらんというところない。

○事務局 もう一軒だけですから、一番……。

○宮本委員 水野さんの、農地があれば水野さんだけである。

○事務局 この1枚だけなんで。こっちも宅地こっちの宅地こっちも全部宅地。

○蛭子会長 ほんならええんや。

○事務局 はい、そこだけです。今言われよんは別の方なんで、ここを通って、この中通って、田んぼ行きよるよるといことだと思ひます。

○宮本委員 そうです。

○事務局 一部を廃止して床版に切りかえて、そういったもの。

○宮本委員 ごめんなさい。

○事務局 だから、農道があつて、片一方を用途廃止して、片一方を農道があるけえ、ここ水路またいで何か床版みたいなのかけて……。

○事務局 それは、もともとかけとるじゃないんですか。

○宮本委員 今ここは、細かい話で時間、ここは今回の買い付け者と同じ業者さんですけど。ここに床版、これがメーンの、私が言うメーンの前池へのメーンの水路です。ここに津の郷地区で床版かけて……。

○事務局 それは業者のほうにさせたんです。

○宮本委員 何で、私らは本人から費用を水利のほうで出してくれるかということでは皆さんに会うたときに、13人ですか、いいですよ、いいじゃないですかということ、鉄板、グレーチング、シマコウハン等を業者とさせた。

○事務局 業者と最終、ここ農道残さないかんのということ、あの中に農道はそのまま用途廃止してないんで、それで鉄板を業者のほうにかけて、あと子供が落ちんよるといこと指導して、門か何かつけてもらつてははずです。

○宮本委員 門つけてます。ちょっと話が前後するんですが、私は本人のほうからたまたまその後の水利が集まつたときに、水利とかいろんな委員会の方に集まつたときに、本人のほうから実はこうなるんだと、ついでにはここに通路を渡るための鉄板を水利でかけてくれるかと、彼も土建屋のほうをやつてますんで、お願いされたんで、皆さんがいいですよと、わかりましたよそれぐらいなら、当然水利費もあるし、いろんな費用があるんでいいですよといつてつけたという認識だったんですが。それを業者のほうでやってくれたんなら……。

○事務局 最終は僕も業者には頼みよったのは知ってるんですけども、最終的な部分、最終的にどっちが出したという話は僕まで届いてないですけど、そのとき行ったときに立ち会いして竣工検査行ったときに、そういう門の話と、これ渡る言よろぞというお話で、ほんなら業者と話すわというんは聞いてたんですけど。

○宮本委員 わかりました。それから言うと多分うちのが最終だと思うんですが、地元のほうで負担したなというのが認識です。だから、そこまでして用途廃止を残させて橋までかけてやるところを通らないで、ぐっと遠回りさすようなことをするのは私はそれだめだよという話、ちょっとくどいようですがしました。済いません、時間とりまして申しわけないです。

○蛭子会長 今回の関連するこの件でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 書類上のほうはちゃんとととのうとる。よろしゅうございますか、そしたら。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 後は県に最終行きますから、いいですか。

そしたら、それで第1号議案の4番終わります。

○蛭子会長 そしたら、その他の項で何かございませんか、農業委員会。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ御苦労さまでした。一旦閉めます。

ありがとうございました。

午前10時28分 閉会